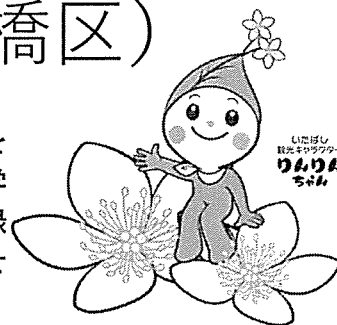


平成30年度 学習指導講師 登録者募集概要（板橋区）

以下の要件を確認いただき、〔採用選考申込書〕と〔課題論文〕を担当部署までご提出ください。ご応募いただいた登録者の中から、学習指導講師の欠員状況に応じて選考の連絡をいたします。なお、登録をいただいても、欠員が発生しない場合は選考のご連絡はいたしませんのでご了承ください。



主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個別学習・グループ学習の指導 (2) 学校独自のティームティーチング、少人数指導実施の支援 (3) 放課後や休業期間中等の補習授業、児童・生徒への支援 (4) 学級担任の補助 (5) その他、教育委員会が特別に認める業務（運動会開催日の勤務、不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒への支援等を含みます。）
登録資格	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状（養護及び栄養教諭を除く）を取得している者で、板橋区立学校学習指導講師設置要綱第6条の各号に該当しない者
申込期間	年度内随時
選考内容	書類・資格審査、課題論文、面接 ※ 既に勤務している学習指導講師の途中退職等により欠員が生じた場合、書類選考の上、面接の連絡をいたします。
雇用期間	任用日から平成31年3月31日まで
勤務場所	板橋区立の幼稚園、小学校及び中学校 ※ 配属先は、板橋区教育委員会事務局指導室長が決定します。
勤務条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 勤務日数 年224日（1日4時間×8日を含む） ※ 勤務を開始した月に応じて勤務日数が異なります。 (2) 勤務時間 1日5時間45分（原則8時15分～15時。休憩を含む） 又は1日4時間（原則8時15分～12時15分） ※ 勤務時間の割り振りは、8時15分～16時45分の中で各学校園により変更することがあります。 (3) 報酬 ① 日額10,000円（5時間45分） ② 日額 6,957円（4時間） ※ 勤務日数に応じた額を原則として翌月15日にご指定の金融機関口座に振込みます。 (4) 通勤費 交通機関等を使用して通勤する場合、通勤費が支給されます。 ※ 通勤距離、通勤方法などに一定の制約があり、支給対象とならない場合もあります。 (5) 旅費 出張した場合、実費額が支給されます。 (6) 社会保険 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (7) 休暇関係 年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、夏季休暇（有給）等が付与されます。 (8) 公務災害 公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

【 参 考 】

板橋区立学校学習指導講師設置要綱 第6条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、職員となることができない。

- （1）成年被後見人又は被保佐人
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

板 橋 区 教 育 委 員 会 事 務 局

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

指導室学習支援係 電話 03-3579-2615

板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>